

奈良県内部統制基本方針

今後、人口減少と高齢化が加速度的に進行する中、引き続き良質な行政サービスを安定的、持続的に提供し、県民の県行政への信頼を担保するためには、業務の執行の際、リスクを伴うことを認識し、その発生を未然に防止するとともに、法令等を遵守すること等が必要です。

このため、地方自治法第 150 条第 1 項に基づく内部統制基本方針を定め、内部統制の取組を組織的に推進する体制を構築します。

第 1 内部統制の目的と取組方針

(1) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保します。情報の信頼性を確保するに当たっては、適正な手続に基づき、情報の適切な保存及び管理に取り組みます。

(2) 業務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが業務に関わる法令その他の規範を理解し、遵守して事務を執行するとともに、組織でチェックできる体制づくりに取り組みます。

(3) 資産の保全

県が有する財産や現金などの有形資産のほか、知的財産や住民に関する情報などの無形資産も含め、資産の取得、使用及び処分を適正な手続により行います。

(4) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的に業務を遂行するため、業務の可視化を行い、手順を明確化し、チェック機能の充実を図ることで、組織及び運営の合理化に努めます。併せて、これを担う職員の職場環境の整備に取り組みます。

第 2 内部統制の対象事務

財務に関する事務並びに適正な管理及び執行を確保する必要がある事務を内部統制の対象とします。

第 3 内部統制の推進

(1) 内部統制の有効性を確保するため、全庁的な体制を整備し、組織的に取り組みます。

(2) 内部統制の整備状況及び運用状況について毎年度評価し、公表します。

(3) 内部統制の評価を踏まえ、内部統制体制を改善するとともに、職員の内部統制に対する意識の醸成を図ります。

令和 2 年 3 月 3 1 日

奈良県知事 荒井 正吾